改正後	改正前	備考
令和８年１０月３０日 営繕工事における猛暑による作業不能日数の 取扱いに係る運用 新潟市が発注する建築工事等における工期は、多雪、寒冷、多雨、強風等の自然的要因を考慮しておりますが、建設業における働き方改革の取組の一環として、自然的要因のうち、猛暑については、下記のとおり過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むとともに、作業中断等に伴う労務費の増加費用を作業不能日数に基づいて積算します。工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数を超える場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変更するものとします。 記 １　対象となる工事 令和８年１０月３０日以降、公告又は指名通知を行う全ての営繕工事 （ただし、防水・解体等専門工事業者に単独発注する場合の猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用に関する事項は、別に定める）	令和６年１０月３０日 営繕工事における猛暑による作業不能日数の 取扱いに係る運用 新潟市が発注する建築工事等における工期は、多雪、寒冷、多雨、強風等の自然的要因を考慮しておりますが、建設業における働き方改革の取組の一環として、自然的要因のうち、猛暑については、下記のとおり過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数を超える場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変更するものとします。 記 １　対象となる工事 令和６年１０月３０日以降、公告又は指名通知を行う全ての営繕工事	

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>２　猛暑による作業不能日数の算定方法
　猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点※１におけるWBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が３１以上となった時間を８で除して日数換算したものとする。
※１　工事場所近傍の観測地点は次のとおりとする。
<table>
<tr><td>現場所在区</td><td>観測地点</td></tr>
<tr><td>北区・東区・中央区・江南区・西区</td><td>新潟</td></tr>
<tr><td>秋葉区</td><td>新津</td></tr>
<tr><td>南区・西蒲区</td><td>巻</td></tr>
</table>
</td>
<td>２　猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間
　猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点※におけるWBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が３１以上となった時間とする。
※　工事場所近傍の観測地点は次のとおりとする。
<table>
<tr><td>現場所在区</td><td>観測地点</td></tr>
<tr><td>北区・東区・中央区・江南区・西区</td><td>新潟</td></tr>
<tr><td>秋葉区</td><td>新津</td></tr>
<tr><td>南区・西蒲区</td><td>巻</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

改正後	改正前	備考
３　猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の算定方法 猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の算定方法は、次式を標準とする。 $$\text{猛暑による労務費の増加費用} = \text{工事費のうち労務費相当額} \times \frac{U}{T-U} \times (1 + 0.47^{※2})$$ U：作業不能日数（日）　T：工期（日） ※２：専門業者等の諸経費の率（労） なお、工事費のうち労務費相当額の把握が困難な場合には、次により算定する。 $$\text{工事費のうち労務費相当額} = \text{猛暑による労務費増加前の工事価格} \times \text{標準的な労務費構成割合}^{※3}$$ ※３　標準的な労務費構成割合は次による。 （出典）「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」（令和７年 12 月 国土交通省 不動産・建設経済局作成、33 頁）		

居住専用住宅	事務所	倉庫	学校の校舎	その他
14.14%	8.59%	9.36%	12.25%	9.12%

改正後	改正前	備考
４　工事発注時の取り扱い 工事発注時における猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）の８時００分から１２時００分及び１３時００分から１７時００分とし、上記２に該当する時間を、過去５年の WBGT 値データに基づき算定し、８で除して日数に換算したものの５年分を平均したものとして、工期に加算する。（小数点以下第一位を四捨五入する。） また、前述の作業不能日数に基づき、上記３により猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用を直接工事費に加算し、工事価格を積算する。なお、複数の工事種別がある場合は、主たる工事種別に計上する、 別記の記載例を参考に、猛暑による作業不能日数を設計図書に明示する。	３　工事発注時の取り扱い 工事発注に際して見込む猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）の８時００分から１２時００分及び１３時００分から１７時００分とし、上記２に該当する時間を、過去５年の WBGT 値データに基づき算定し、８で除して日数に換算したものの５年分を平均したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。） 別記の記載例を参考に、猛暑による作業不能日数を設計図書に明示する。	

改正後	改正前	備考
５　工期の変更に係る取扱い 工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記２に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。） この日数が、上記４において設計図書に明示する日数を超え、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、猛暑による労務費の増加費用の再算定を行い、工期及び請負代金額を変更する。 なお、請負代金額の変更契約は、精算変更で行う。 ６　設計変更の取り扱い 工事内容の変更により、猛暑による労務費増加前の工事価格に変動がある場合、上記３による猛暑による労務費の増加費用を再算定し、直接工事費に反映させ、請負代金額を変更する。 なお、請負代金額の変更契約は、精算変更で行う。	４　工期の変更に係る取扱い 工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記２に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。） この日数が、上記３において設計図書に明示する日数を超え、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、工期及び請負代金額を変更する。	

改正後	改正前	備考
７　工事請負契約約款第２７条（スライド条項）に基づく変更の取り扱い 　工事請負契約約款第２７条（スライド条項）の規定に基づく請負代金額の変更における猛暑による労務費の増加費用の取扱いは、精算変更時にスライド適用後の工事費をもとに猛暑による労務費の増加費用を算定することにより、猛暑による労務費の増加費用の変動額に相当する額を含むものとし、スライド額の算定に当たっては、猛暑による労務費の増加費用の変動額は算出しないものとする。 　スライド額算定時における、出来高及び残工事の内訳上の整理においては、猛暑による労務費の増加費用は全額を残工事に計上する。		

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>「営繕工事における猛暑による作業不能日数の取り扱いに係る運用」
に関する特記仕様書

1　本工事は、「営繕工事における猛暑による作業不能日数の取り扱いに係る運用」に基づき下記日数を作業不能日数として工期に加算し、また、猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用を直接工事費に加算し、工事価格を積算している。
<table><tr><th>観測地点</th><th>作業不能日数</th></tr><tr><td></td><td>日</td></tr></table>
2　作業不能日数が、上記を超え、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、猛暑による労務費の増加費用の再算定を行い、工期及び請負代金額を変更する。
また、変更契約は、精算変更で行う。</td>
<td>猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
i）作業不能日数：〇〇日間（工期の始期は令和〇年〇月〇日で算定）
ii）上記ｉ）は、環境省が公表する北陸地方_新潟県_〇〇地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（〇年～〇年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時００分から１２時００分及び１３時００分から１７時００分間に WBGT 値が３１以上となった時間を算定し、８で除して日数に換算したもの５年分を平均したもの。
iii）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する北陸地方_新潟県_〇〇地点における WBGT が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））がｉ）の日数を超えた場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</td>
<td></td>
</tr>
</table>